

## 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和8年6月30日とする。ただし、当該期日後、予算の範囲内で補助金を交付できることが明らかである場合はこの限りではない。

(太陽光発電設備の出力、設備及び機能や蓄電システム等の設備及び機能に係る要件)

第3条 要綱別表3の2(5)に掲げる太陽光発電設備の出力に係る要件は、1kW以上10kW未満であることとする。ただし、増設を行う場合においては、増設後の太陽光発電設備の出力が10kW未満であること。

第4条 要綱別表3の2(6)に掲げる蓄電システム等のうち、設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

(1) 環境省令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

(2) 環境省令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備

2 要綱別表3の2(6)に掲げる蓄電システム等のうち、機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

(1) 停電時においても操作を行うことなく、太陽光発電設備で発電された電力を蓄電システム等に充電することが可能であること。

(2) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システム等に充電した電力を、補助対象住宅で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること。

3 要綱別表3の2(6)に掲げる太陽光発電設備の設備及び機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすものであること。

(2) 設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。

(3) 未使用品であること。

(4) 地絡検知機能を有していること。

(5) 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月30日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年度以前に交付決定した神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金については、なお効力を有する。